

雇用促進税制について

雇用促進税制について、適用期限が2年間延長され、平成28年4月～平成30年3月までに始まる事業年度に利用することができます。改正にともない、所得拡大促進税制と併用が可能になっております。主に正社員の人員の募集・採用を予定・計画している方は是非ご覧ください。

1. 雇用促進税制の概要

以下の要件に該当する場合、雇用増加数1人あたり40万円の税額控除が受けられます。(当期法人税額の10%が上限、中小企業は20%)

- 雇用保険適用事業所であること
- 雇用増加者が5人以上(中小企業は2人以上)で無期フルタイム労働契約者の雇用保険一般被保険者であること
- 雇用増加割合が計画開始時と計画終了時と比べ、10%以上であること
- 同意雇用開発促進地域に事業所があること(秋田県は以下のとおりです)

【秋田県】平成28年5月1日時点

| 地域名 | 構成市町村 | 公共職業安定所 | 期間 |
|-----------|-------------------------------|----------|-----------------------------|
| 南部地域 | 大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村 | 大曲、横手、湯沢 | 平成25年9月1日から 平成28年8月31日まで |
| 由利地域 | 由利本荘市、にかほ市 | 本荘 | 平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで |
| 秋田・男鹿南秋地域 | 秋田市、男鹿市、湯上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村 | 秋田 | 平成27年5月1日から 平成30年4月30日まで |

2. 制度利用の流れ

- ①雇用促進計画を適用年度開始後2か月以内(決算月から2か月以内)に管轄ハローワークへ提出
- ②募集・採用活動と雇用維持
- ③雇用促進計画の達成状況の確認のため、①の書類を適用年度終了後2か月以内(決算月から2か月以内)に管轄ハローワークへ提出(達成状況の確認については約2週から1か月かかります。)
- ④税務申告書に添付し、税務署へ

3. 所得拡大促進税制について

所得拡大税制については、昇給・賃上げ等で給与所得が増加した場合、増加額の10%(上限10%、中小企業は20%)の税額控除が受けられます。事前の申請の必要はないので、決算月や税務申告の時期に確認のうえ、ご利用してはいかがでしょうか。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

